

平成30年度佐世保市学力調査実施要領

佐世保市教育委員会

1 調査の目的

本市において学力調査を実施することにより、児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、各学校における児童生徒への教育指導の充実や改善等に役立てるとともに、各小・中学校及び義務教育学校の学力向上対策の一層の充実を図る。

2 調査の名称

平成30年度佐世保市学力調査（以下「本調査」という。）

3 調査の対象

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

(1) 小学校調査… 小学校 第4学年（義務教育学校前期課程第4学年）

(2) 中学校調査… 中学校 第1学年（義務教育学校後期課程第1学年）

※1 特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒については原則として対象としない。

※2 日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数、数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことができる。具体的には、教育委員会と相談の上、各学校において判断する。

調査の際は、単元ごとのテスト等の、通常の学校指導における配慮と同様の配慮を行う。

4 調査事項

(1) 調査教科

小学校調査は、「国語」、「算数」とし、中学校調査は、「国語」、「数学」とする。

(2) 出題範囲・内容

調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、基礎的・基本的な知識・技能及び思考力・判断力・表現力等を問う問題とする。東京書籍「小・中学校標準学力調査 全面改訂版」を使用する。

(3) 調査実施時間

ア 小学校調査 … 国語40分 算数40分

イ 中学校調査 … 国語45分 数学45分

5 調査実施日

平成30年4月17日（火）＜予備日：平成30年4月18日（水）・19日（木）・20日（金）＞

※4月20日（金）までに実施・取扱業者に納品した児童生徒の分は、学級・学年・学校等の結果に反映される。

※欠席児童生徒で4月23日（月）以降に実施をする場合は、学級・学年・学校等の結果には反映されないことを理解の上、4月27日（金）までに実施・取扱業者に納品すること。

6 本調査の実施体制

(1) 本調査は、市町教育委員会が各小・中学校及び義務教育学校に対して指示・指導・助言等行い、調査にあたる。

(2) 学校は、校長を調査責任者として、市教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

7 本調査結果の取扱い

(1) 結果の示し方

佐世保市教育委員会は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて、市全体の状況に関し、以下の事項等を示す。

ア 佐世保市全体の国語、算数・数学のそれぞれの平均正答率

イ 佐世保市全体の結果の概要等

(2) 市教育委員会による公表

市教育委員会は、本調査の目的を踏まえ（１）に示した結果を公表し、学校に情報提供を行う。

(3) 各学校に関する調査結果の提供

各学校に対し、各学校に関する調査結果について委託業者をとおして提供する。

(4) 各学校に関する調査結果の取扱いについての配慮事項

ア 市教育委員会は、各学校に関する調査結果について、平均等の数値結果が一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の実施への協力及び市民からの理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、佐世保市情報公開条例第10条第5号の規定を根拠とし、原則として同法における不開示情報として取り扱う。

イ 各学校は、地域への情報公開・説明責任の視点から、自校の結果等について、原則として以下の内容を学校便り・ホームページ等で公開する。

①本調査の目的・調査の対象・調査内容

②調査の結果（数値ではなく文章による公開を原則とする。）

③結果を受けた分析及び各校の指導重点事項

ウ 公開の内容・公開の方法については、地域、学校、児童・生徒の実態を十分に配慮し、序列化や過度な競争をあおることがないように、また個人が特定されないよう、各学校において十分に配慮すること。

(5) 本調査結果の活用

ア 学校が結果分析及びその後の指導等を行う際に必要となる、本調査集計結果や個人票等を委託業者から各小・中学校及び義務教育学校に送付し、学習指導改善の取組を支援する。

イ 市教育委員会は市全体の結果等を分析し、各学校の学習指導等の改善について指導助言を行う。

ウ 各学校は、市教育委員会が示す結果報告書等と自校の結果を比較分析し、自校の実態を把握するとともに、学習指導の充実を図る。

エ 個人向け・保護者向け結果は、児童・生徒やその保護者に面談の資料として配付する等、有効に活用する。

8 備考

(1) 問題用紙は問題内容の遺漏等を防ぐため6月末まで各小・中学校及び義務教育学校で確実に保管する。

(2) その他詳細については、事前に業者から送付される「実施のてびき」を参照する。

<参考>佐世保市情報公開条例

(情報の公開義務及び公開しない情報)

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「適用除外情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

(5) 市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な遂行を著しく困難にすると認められるもの

